

(教育職員免許法の特例)

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあってはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第七項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあっては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）」と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあっては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」とする。

- 一 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者
- 二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- 三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

【事業の名称】 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

【現行制度の概要】

教員は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）による各相当の免許状を有する（免許法第3条第1項）とともに、その免許状の授与は、大学における教職課程の単位の修得により行うことが原則とされています（免許法第5条第1項）。また、免許状は都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与することとされています（免許法第5条第7項）。ただし、大学において教職課程を修了していなくても、社会人で優れた知識経験や技能を有する者について、免許状を授与し、学校現場に迎え入れるために、特別免許状の制度が設けられています（免許法第4条）。

特別免許状は、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有するとともに、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者について、教員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において推薦を行い（免許法第5条第4項）、これに基づいて授与権者が、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行った上で、授与するものです（免許法第5条第3項、第6条第1項）。授与された特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ、効力を有します（免許法第9条第2項）。

【特例措置の内容】

市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会において、当該市町村が設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）における教育上の特別の事情等に対応するため、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）の規定に基づき市町村の長が設置の認可を行った学校を設置する株式会社や非営利法人が教育職員に雇用しようとする者や、当該市町村が給料その他の給与又は報酬等を負担して当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者に特別免許状を授与する必要があると認められた場合において、当該市町村の教育委員会が当該特別免許状の授与権者となることを可能とする等、教育職員免許法の特例を設けるものです。

【趣旨】

市町村教育委員会が特別免許状を授与する途を開くことにより、当該市町村において特色ある教育を行うために適切な教員を登用することを、より支援しようとするものです。

教育職員免許法の特例について



特別免許状制度とは・・・

大学での教職課程を履修していないが、優れた知識経験や技能等を有する社会人を学校現場に迎え入れるため、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。

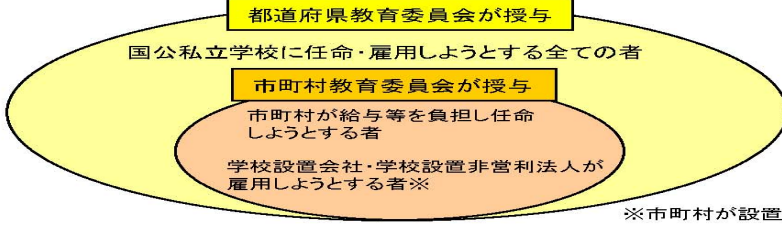
○改正のポイント

特別免許状の授与権者に市町村の教育委員会を追加

○趣旨

市町村教育委員会が特別免許状を授与する途を開くことにより、当該市町村において特色ある教育を行うのに適切な教員を登用することを、より支援しようとするものです。

<改正イメージ>



より地域の特性を踏まえた教育が可能に！

※市町村が設置の認可を行う学校の教員に限る。



現行制度との主な相違

現行制度

○授与した**都道府県内**においてのみ有効

○免許管理者は**都道府県教育委員会**
 (免許管理者・・・授与原簿の保存、書換・再交付、失効・取上げ、有効期間の更新に係る事務を行う。)

※特区市町村における特別免許状の授与要件、手続等は現行と同様。
 ※特区市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、都道府県の教育委員会に通知。

特区における特例

○授与した**特区市町村内**においてのみ有効

○免許管理者は**市町村教育委員会**



【説明】

市町村の教育委員会において、特区法第12条第1項に規定する特別の事情（「地域の特性を生かした教育の実施の必要性」、「地域産業を担う人材の育成の必要性」等）、特区法第13条第1項に規定する特別の需要（不登校児童等を対象とした既存の設置者による学校教育では満たされない特別の需要）その他当該市町村が設定する特区における教育上の特別の事情に対応するため、以下の者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村の教育委員会が当該特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

- 特区法の規定に基づき当該市町村の長が設置の認可を行った学校を設置する株式会社や非営利法人が教育職員に雇用しようとする者
- 当該市町村が給料その他の給与又は報酬等を負担して当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

また、当該特別免許状は、当該市町村の特性を生かした教育を行うために授与する

ものであることから、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有することとし、当該市町村教育委員会は当該特別免許状の免許管理者として、当該特別免許状の失効・取上げに関する事務を行うこととしています。

なお、当該特別免許状は市町村教育委員会が授与する市町村限りの免許状であり、全国的に有効な普通免許状へ切り替えることは適切でないことから、普通免許状への上進制度（所定の在職年数と単位修得により上位の免許状を取得できる制度）は設けないこととしています。

また、教員免許更新制が平成21年度4月から実施されていることに伴い、特区認定市町村におかれましては、以下の業務を行っていただく必要があります。

- 免許状の有効期間の更新（平成21年度前に授与された特区特例特別免許状（以下「旧免許状」という。）の場合は更新講習修了確認）
- 免許状の有効期間の延長（旧免許状の場合は修了確認期限の延長）
- 特区特例特別免許状所持者に対する免許状の有効期間の更新の通知（旧免許状所持者に対する免許状の更新講習修了確認の通知）

なお、特区特例特別免許状については、特区特例特別免許状以外の免許状の更新を受けたことをもって、特区特例特別免許状の有効期間の更新（旧免許状の場合は、更新講習修了確認）を受けたことにはなりませんし、同一市町村以外で授与を受けた免許状により、有効期間を延長（旧免許状の場合は、修了確認期限の延期）することはできませんので注意が必要です。

特区認定市町村は上記の事項について、特区特例特別免許状所持者に対して周知徹底を行う必要があります。

○構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による読替え後の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）
（抄）

（下線部は、読替箇所）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。

3～5（略）

（授与）

第五条（略）

2～6（略）

7 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。

（効力等）

第九条 （略）

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。

3・4 （略）

5 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（その他の事項）

第二十条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

【説明】

1 特別免許状の授与権者に市町村教育委員会を追加すると、特別免許状についての免許事務を行う者として、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の二者が並存することとなります。このため、免許事務を円滑に遂行する観点から、ある特別免許状について失効、取上げ事由に該当することが判明した場合に当該失効、取上げに係る事務を誰が行うべきかにつき、あらかじめ明らかにする必要があります。

また、市町村教育委員会が行う特別免許状の授与事務について、都道府県教育委員会が適切に指導、助言を行うためには、市町村教育委員会が授与した特別免許状に係る状況についての情報を把握しておく必要があります。

2 このようなことから、市町村教育委員会が特別免許状の授与を行ったときは、遅滞なく、授与を受けた者の氏名、職種、授与の目的、当該免許状に係る学校種及び教科その他文部科学省令で定める事項について、当該市町村を包括する都道府県教育委員会に通知しなければならないこととするものです。

この通知を契機として、特別免許状の授与に関し、都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対して必要に応じて指導、助言を行うことが可能です。

〔文部科学省令で定める事項〕

文部科学省令では、授与した日及び授与を受けた者が勤務する学校名を規定しています。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

【説明】

1 第1項の規定により、市町村が構造改革特別区域計画の認定を受けて、当該市町村の教育委員会が特別免許状を授与した場合において、その後当該市町村が受けた当該認定が特区法第9条第1項の規定により取り消された場合には、取消しの日以後は、当該市町村の教育委員会は、特別免許状を授与することはできなくなるが、当該市町村教育委員会が既に授与した特別免許状については、授与を受けた者の身分の安定を図る必要があること等から、当該市町村において引き続き効力を有することとしています。

2 さらに、構造改革特別区域計画の認定が取り消された場合であっても、既に市町村の教育委員会が授与した特別免許状についての授与原簿の保存（免許法第8条第2項）、書換・再交付（免許法第15条）、失効・取上げに係る事務（免許法第10条～第13条）について適切に行う必要があることから、当該市町村の教育委員会を引き続き当該特別免許状についての授与権者及び免許管理者とするものです。